

○岡山市延長保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 保護者の勤労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、事業者が私立保育所等の実施場所において自主的に延長保育に取り組む場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 本市内に設置されている子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(ただし幼稚園を除く)及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(ただし居宅訪問型保育を行う事業者を除く)が運営する事業所をいう。
- (2) 休日等 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (3) 延長保育 法第19条第2号又は第3号の支給要件を満たし、私立保育所等を利用する児童に対して行う標準時間延長保育及び短時間延長保育をいう。
- (4) 標準時間延長保育 私立保育所等の11時間の開所時間を超えて、30分以上連続して開所時間を延長し、保育を行うことをいう。
- (5) 短時間延長保育 私立保育所等の保育短時間設定時間の前後で開所時間を超えない時間帯において、保育短時間認定(法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。)第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))の区分により行われるもの。)の児童に対して1時間以上連続して保育時間を延長し、保育を行うことをいう。
- (6) 延長時間 延長保育を行う時間をいい、1時間以上2時間未満の延長については1時間延長に、2時間以上の延長については1時間延長に区分した場合と同様に1時間毎に区分した延長時間にそれぞれ区分するものとする。また、標準時間延長保育における30分以上1時間未満の延長については、30分延長に区分する。

なお、私立保育所等の保育短時間設定時間又は11時間の開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長時間を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を区分するが、短時間延長保育において、保育短時間設定時間の前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することができるものとする。

- (7) 利用児童数 次に掲げる方法により算定した児童数をいう。

ア 30分延長については、連続して15分以上の延長保育を利用した児童数

イ 1時間延長については、連続して30分を超えて延長保育を利用した児童数

ウ 2時間延長以上の延長については、イに1時間毎に60分を加算し、各延長時間区分毎に延長保育を利用した児童数

- (8) 短時間認定在籍児童数 短時間延長保育の各実施月について、初日における保育短時間認定児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数をいう。
- (9) 平均利用児童数 各延長時間区分毎に、各週毎の最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以

下第一位を四捨五入して得た数をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その実施に当たっては、この条に規定するもののほか、「延長保育事業の実施について」（令和7年3月31日こ成保第258号）の別紙「延長保育事業実施要綱」によるものとする。

(1) 標準時間延長保育事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした標準時間延長保育を実施する事業

ア 保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により標準時間延長保育を実施する必要があると認められる児童に対して実施すること。

イ 標準時間延長保育を受ける児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

ウ 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

エ その他保育に当たっては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること。

(2) 短時間延長保育事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした短時間延長保育を実施する事業。

ア 保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により短時間延長保育を実施する必要があると認められる児童に対して実施すること。

イ 短時間延長保育を受ける児童に対して、適宜、間食等を提供すること。

ウ 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

エ その他保育に当たっては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること。

2 前項各号の事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定するものとする。

3 第1項各号の事業を実施するに当たっては、(1)～(9)の各類型において次のとおり職員を配置するものとする。また、配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。

ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上として差し支えないこととする。

(1) 保育所及び認定こども園

基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における短時間延長保育対象児の延長保育について、標準時間延長保育対象児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人としてすることができる。

(2) 小規模保育事業（A型）

基準配置により保育士を配置すること。

(3) 小規模保育事業（B型）

保育士その他の保育に従事する職員（岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号。以下「家庭的保育事業運営基準条例」という。）第

31条第1項に定める市長が行う研修(市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「その他の保育従事者」という。))を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を2分の1以上とする。

(4) 小規模保育事業(C型)

家庭的保育事業運営基準条例第23条第2項に定める家庭的保育者(以下「家庭的保育者」という。)1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育事業運営基準条例第23条第3項に定める家庭的保育補助者(以下「家庭的保育補助者」という。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(5) 事業所内保育事業(定員20人以上)

基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は実施場所1につき2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における短時間延長保育対象児の延長保育について、標準時間延長保育対象児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる範囲において、保育士1人とすることができる。

(6) 事業所内保育事業(定員19人以下・A型)

基準配置により保育士を配置すること。

(7) 事業所内保育事業(定員19人以下・B型)

保育士その他の保育従事者を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を2分の1以上とする。

(8) 家庭的保育事業(定員4人以上)

家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(9) 家庭的保育事業(定員3人以下)

家庭的保育者を配置すること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、私立保育所等を運営するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、延長保育の実施に必要な人件費、間食又は給食等にかかる経費、その他必要となる経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、第3条第1項各号に掲げる補助事業の区分ごとに、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表1に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(利用児童数実績表)

第7条 延長保育を実施する者は、規則第13条の規定により事業実施月の翌月10日までに利用児童数に係る実績表を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 平均利用児童数を明らかにできる書類
 - (2) 補助事業に係る経費の収支決算書
 - (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第6条関係）

基準額は、第3条第1項各号に掲げる補助事業の区分ごとに次の各号により算定された額とする。

(1) 標準時間延長保育事業

① 30分延長の場合 平均利用児童数が1人以上の場合、次の表1～4の各事業の30分延長における1か所当たり年額とする。

② 1時間延長の場合 次の(ア)又は(イ)により算定された額

(ア) 平均利用児童数が2人以下（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員19人以下）及び家庭的保育事業並びに保育所、認定こども園及び事業所内保育事業（定員20人以上）において、夜10時以降に行う延長保育（以下「家庭的保育事業等」という。）においては1人以下）の場合

次の表1～4の各事業の30分延長における1か所当たり年額

(イ) 平均利用児童数が3人以上（家庭的保育事業等においては2人以上）の場合

次の表1～4の各事業の1時間延長における1か所当たり年額

③ 2時間以上延長の場合 次の表1～4の各事業において、平均利用児童数が3人以上（家庭的保育事業等においては1人以上）いる最も長い延長時間（2時間以上に限る。）の1か所当たり年額とする。

表1（保育所及び認定こども園（1か所当たり年額））

延長時間区分	
	円
30分	600,000
1時間	1,760,000
2～3時間	2,761,000
4～5時間	5,804,000
6時間以上	6,835,000

表2（小規模保育事業（1か所当たり年額））

	延長時間区分	A型	B型	C型
		円	円	円
自園調理等	30分	600,000	600,000	600,000
	1時間	1,422,000	1,422,000	1,422,000
	2～3時間	1,760,000	1,760,000	1,760,000
	4～5時間	4,497,000	4,497,000	4,475,000
	6時間以上	5,222,000	5,222,000	5,201,000
その他	30分	600,000	600,000	600,000
	1時間	1,375,000	1,375,000	1,375,000
	2～3時間	1,605,000	1,605,000	1,605,000
	4～5時間	3,655,000	3,655,000	3,633,000
	6時間以上	4,074,000	4,074,000	4,053,000

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（表3及び表4において同じ）

表3（事業所内保育事業（1か所当たり年額））

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
		円	円	円
自園調理等	30分	552,000	552,000	552,000
	1時間	1,619,000	1,308,000	1,308,000
	2～3時間	2,540,000	1,619,000	1,619,000
	4～5時間	5,340,000	4,138,000	4,138,000
	6時間以上	6,288,000	4,805,000	4,805,000
その他	30分	552,000	552,000	552,000
	1時間	1,406,000	1,265,000	1,265,000
	2～3時間	1,828,000	1,477,000	1,477,000
	4～5時間	3,995,000	3,362,000	3,362,000
	6時間以上	4,662,000	3,748,000	3,748,000

表4（家庭的保育事業（1か所当たり年額））

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
		円	円
自園調理等	30分	314,000	161,000
	1時間	627,000	321,000
	2～3時間	1,122,000	587,000
	4～5時間	2,792,000	1,894,000
	6時間以上	4,498,000	3,238,000
その他	30分	306,000	153,000
	1時間	611,000	306,000
	2～3時間	1,070,000	535,000
	4～5時間	2,052,000	1,155,000
	6時間以上	3,454,000	2,193,000

(2) 短時間延長保育事業

平均利用児童数が1人以上いる最も長い延長時間により、次の表1～4に定める額に短時間認定在籍児童数を乗じた額とする。

表1（保育所及び認定こども園並びに定員20人以上の事業所内保育事業（在籍児童1人当たり年額））

延長時間区分	
	円
1時間	21,200
2時間	42,400
3時間	63,600

表2（小規模保育事業（在籍児童1人当たり年額））

延長時間区分	A型・B型	C型
	円	円
1時間	14,000	17,700
2時間	28,000	35,400
3時間	42,000	53,100

表3（事業所内保育事業（在籍児童1人当たり年額））

延長時間区分	定員19人以下
	円
1時間	12,900
2時間	25,800
3時間	38,700

表4（家庭的保育事業（在籍児童1人当たり年額））

延長時間区分	
	円
1時間	88,600
2時間	177,200
3時間	265,800

(3) 減免を行った場合の加算分

補助事業者が、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表第2に掲げる階層区分中、A階層又はB階層に該当する世帯に属する児童に対して延長保育料の減免を行った場合、該当する児童1人につき実際に減免した年間合計額と延長時間及び補助事業区分ごとに定める次の表1に定める額を比較していずれか低い方の額の合計額を加算する。ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、該当する児童1人につき実際に減免した額と延長時間及び補助事業区分ごとに定める次の表2に定める額に実施月数を乗じて算定した額を比較していずれか低い方の額の合計額を加算する。また、年度の途中において延長保育の利用を開始、休止又は中止する児童の取扱いは、これに準ずる。

表1（児童1人当たり減免基準額（年額））

延長時間区分	補助事業区分	
	標準時間延長保育事業	短時間延長保育事業
	円	円
30分	35,000	—
1時間	48,000	19,200
2時間	72,000	28,800
3時間	82,000	32,800
4時間	142,000	—
5時間	174,000	—
6時間	180,000	—
7時間	192,000	—

表2（児童1人当たり減免基準額（月額））

延長時間区分	補助事業区分	
	標準時間延長保育事業	短時間延長保育事業
	円	円
30分	2,916	—
1時間	4,000	1,600
2時間	6,000	2,400
3時間	6,833	2,800
4時間	11,833	—
5時間	14,500	—
6時間	15,000	—
7時間	16,000	—